

甲府ブランド認定要綱

平成27年10月1日

産第8号

(目的)

第1 この要綱は、「甲府らしさ」を有する地域資源を活用した魅力ある産品、商品、製品等（以下「商品等」という。）を、甲府ブランドとして認定することに関し必要な事項を定め、もって市内外に広く情報発信することにより、甲府市の知名度の向上を図るとともに、産業振興及び地域の活性化に資することを目的とする。

(部門の設置)

第2 甲府ブランドに次に掲げる部門を設置する。

- (1) 食品部門
- (2) ジュエリーなどのクラフト系部門
- (3) 農林産物部門

(ロゴマークの制定)

第3 第2に定める部門ごとに「甲府之証(コウフノアカシ)」のロゴマークを制定し、甲府ブランドとして認定を受けた商品等（以下「認定品」という。）に対し、その属する部門のロゴマークの使用を認めるものとする。

(審査会)

第4 市長は、甲府ブランドの認定の審査を行うため「甲府ブランド認定審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織その他必要な事項は、市長が別に定める。

(認定基準)

第5 市長は、「甲府らしさ」を有した商品等を甲府ブランドとして認定するための基準を別に定める。

(申請資格)

第6 認定の申請を行うことができる資格のあるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の事業者
- (2) 市の産業振興に寄与する関係団体又はその構成員

(認定の申請)

第7 認定を受けようとするものは、甲府ブランド認定申請書(第1号様式。以下「認定申請書」という。)により市長に申請するものとする。

2 認定申請書には、必要に応じ、次の書類を添付させるものとする。

- (1) 関係事業者の存在、事業運営を明らかにする書類
- (2) 関係事業者の住所あるいは身分等を明らかにする書類
- (3) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類(事業計画書、資金計画書等)
- (4) 審査会が必要と認めた場合には、申請する商品等(原則として返却しない。)

(事前協議)

第8 市長は、第9第1項の規定による審査の前に、申請された書類の内容の確認及び調整のために、申請を行った事業者と事前協議を行うものとする。

2 前項の事業者は、同項の事前協議の結果に基づき、申請書類の内容の修正又は申請の取り下げを行うことができる。

(認定の審査及び決定)

第9 市長は、受理した申請を、審査会において認定基準に基づき審査するものとする。

- 2 前項の審査にあたり必要がある場合は、関係機関等と協議を行うものとする。
- 3 市長は、商品等が認定基準に適合すると認めるときは、認定品として決定する。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による認定に意見を付けることができる。

(認定の有効期間及び更新)

第10 甲府ブランドの認定有効期間は、認定を受けた日から起算して、2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、認定品の認定の更新を受けようとするときは、認定有効期間の終了する日の1月前までに、甲府ブランド認定更新申請書(第1号様式の2)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の認定更新申請書が提出されたときは、審査会の意見を聴き、認定の更新の可否を決定する。

4 前項の規定により認定の更新を受けた甲府ブランドの認定有効期間は、3年とする。

(報告)

第11 認定事業者は、毎年、市の会計年度末に、事業の履行状況等について、甲府ブランド実績報告書（第2号様式）により市長に報告するものとする。

（変更の届出）

第12 認定事業者は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、甲府ブランド認定申請書変更届（第3号様式）により、直ちに変更内容等を市長に届け出るものとする。

- (1) 認定品の名称等を変更したとき。
- (2) 認定品の販売元の名称、代表者名若しくは住所等を変更したとき。
- (3) 認定品の規格、形状等を著しく変更したとき。
- (4) 認定品の生産、製造、及び販売を中止したとき。
- (5) その他認定申請書記載事項等に変更が生じたとき。

（調査等）

第13 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者に対して、認定品に係る報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（認定の取消）

第14 市長は、認定事業者若しくは認定品が当該認定の条件に合致しないと認めるとき、又は制度の運用に重要な支障を来す行為があったときは、これを取り消すことができる。

（責務）

第15 認定事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて、関係事業者等と連携し、積極的に甲府ブランドのイメージの向上に努めなければならない。

2 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、当該事業者は直ちに市長に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

（その他）

第16 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱第9の規定により認定を受けた商品等に係る当該認定の有効期間は、なお従前の例による。

[様式]

第1号様式「甲府ブランド認定申請書」

(追加)

第1号様式の2「甲府ブランド認定更新申請書」

第2号様式「甲府ブランド実績報告書」

第3号様式「甲府ブランド認定申請書変更届」